

平成 27 年度情報セキュリティ監査統括責任者の選任について (案)

情報セキュリティ監査基本方針 4 (1) イに定める平成 27 年度情報セキュリティ監査統括責任者については、以下のとおりとする。

| 団体 | 所属 | 職名 | 氏名 | 任期 |
|-----|-------|----|-------|--|
| 東浦町 | 企画政策課 | 課長 | 篠田 茂久 | 平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日 |

人事異動等により役員の欠員が生じた場合は、当該団体の後任の者が任期を引き継ぐものとする。

〈参考〉情報セキュリティ監査基本方針

1～3 略

4 監査の実施

(1) 監査組織

ア 略

(ア)～(エ) 略

イ 情報セキュリティ監査統括責任者

(ア) 略

(イ) 情報セキュリティ監査統括責任者は協議会の幹事会で協議を行い、幹事会構成員の中から選任し、総会において承認を得ることとする。

なお、協議会の最高情報統括責任者と兼務してはならない。

(ウ) 略

—以下略—